

外国人介護人材受入促進事業

1 海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援

以下のいずれかの外国人介護人材確保の取組を行う事業所に対して、その費用を助成する。

(ア) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

(イ) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

(ウ) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

更なる外国人介護人材の確保を促進するため、

- ・海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集
- ・日本の介護に関するPR、介護施設や介護福祉士養成施設等の 情報提供などの広報活動
- ・上記取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。

<補助対象外経費>

外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料は、本事業の補助対象とはならない。

2 外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備

外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を助成する。

(ア) 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど）を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。

(イ) その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

<補助対象外経費>

外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入経費を支援する場合、導入後の運営費は本事業の補助対象とはならない。